明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**七）　一
○調理師法施行規則の一部を改正する省令（**同**八）　三

〔告　示〕
○厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件（**厚生労働**一四）　五
○令和七年度技能検定実施計画を定める件（**同**一五）　七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　五一
会社その他
会社決算公告　五五

省令

○厚生労働省令第七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四項並びに第四十七条第一項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第十一の三の三（第六十条、第六十八条関係） （略） 自動ドア施工 シャッター施工 （略） **別表第十一の三の四**（第六十条、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十八条関係） （略） 機械保全 シャッター施工 （略） **別表第十一の四**（第六十一条関係） 検定職種／等級 （略）／（略） 自動ドア施工／一級、二級及び三級 シャッター施工／ （略）／（略） **別表第十一の四の二**（第六十二条の二関係） 検定職種／実施方法 （略）／（略） 自動ドア施工／（略） シャッター施工／一　製作等作業試験 二　判断等試験 （略）／（略）	**別表第十一の三の三**（第六十条、第六十八条関係） （略） 自動ドア施工 （新設） （略） **別表第十一の三の四**（第六十条、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十八条関係） （略） 機械保全 （新設） （略） **別表第十一の四**（第六十一条関係） 検定職種／等級 （略）／（略） 自動ドア施工／（略） （新設）／（新設） （略）／（略） **別表第十一の四の二**（第六十二条の二関係） 検定職種／実施方法 （略）／（略） 自動ドア施工／（略） （新設）／（新設） （略）／（略）

（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。 指定試験機関 検定職種／名称／主たる事務所の所在地／試験業務の範囲／指定の日 （略）／（略）／（略）／（略）／（略）	職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。 指定試験機関 検定職種／名称／主たる事務所の所在地／試験業務の範囲／指定の日 （略）／（略）／（略）／（略）／（略）

機械保全	（略）	（略）	（略）	（略）
シャッター施工	一般社団法人日本シャッター・ドア協会	東京都千代田区九段南三丁目七番十四号	シャッター施工職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一　一級 イ　実技試験 ロ　学科試験 二　二級 イ　実技試験 ロ　学科試験 三　三級 イ　実技試験 ロ　学科試験	令和七年二月四日
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

機械保全	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八号

調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第一条及び第十八条の規定に基づき、調理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

調理師法施行規則の一部を改正する省令

調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続） **第一条**　（略） ２　令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一　次のいずれかの者に該当することを証する書類 イ　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）第三条第一号の調理師養成施設において一年以上調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者 ロ　法第三条第二号に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格した者 二　（略） （削る） （技術審査の実施） **第十五条**　技術審査は、毎年少なくとも一回行う。 ２・３　（略）	（免許の申請手続） **第一条**　（略） ２　令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）第三条各号の一に該当する者であることを証する書類 二　（略） 三　麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書 （技術審査の実施） **第十五条**　技術審査は、毎年少なくとも一回行う。 ２・３　（略）

様式第一を次のように改める。

様式第一（第一条関係）

調理師免許申請書

1　学校教育法第57条の規定により高等学校の入学資格を有する者に該当することの有無。
　有・無
2　免許取得資格について、該当するどちらかに年月を記入すること。
　(1)　調理師法第３条第１号（調理師養成施設卒業）　　年　　月　卒業
　(2)　調理師法第３条第２号（調理師試験合格）　　年　　月　合格
3　調理師免許取消し処分の有無。（有の場合、その理由及び年月日）
　有・無　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
4　麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に該当することの有無。
　有・無
5　罰金以上の刑に処せられたことの有無。（有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日）
　有・無　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
6　旧姓併記の希望の有無。
　有・無

上記により、調理師免許を申請します。

令和　　年　　月　　日

本籍地都道府県名（国籍）	

電　話	（　　）
住　所	〒 都道 府県

（氏名は、戸籍上の文字で記入すること）

ふりがな	（氏）	（名）	性別	男
氏　名				女
	（旧姓）			
通称名				

生年月日	昭和 平成 令和 西暦　　年　　月　　日

都道府県知事　殿

備考　1　該当する不動文字を○で囲むこと。
　　2　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。